

学校法人神野学園内部通報に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」）に基づき、学校法人神野学園（以下「本法人」）における内部通報（以下「通報」）の処理体制および内部通報者（以下「通報者」）の保護、その他必要な事項を定めることにより、法令違反行為等の早期発見と是正を図り、もって本法人におけるコンプライアンス体制の強化に資することを目的とする。

(通報)

第2条 この規程において通報とは、本学の教職員等（本学に籍があるか否かを問わず本学において業務する者および本学の学生またはこれらであった者をいう。以下同じ。）が、次の各号に掲げる事実を本法人に通報することをいう。

- 一 法に定める通報対象事実（法令違反行為）
- 二 本法人における教育活動、研究活動または業務運営にあたってなされた不正行為

(通報受付窓口)

第3条 通報の受付および法令違反に該当するかを確認する等の相談の窓口（以下「窓口」という。）は本部総務課長および理事長の指定する学外の弁護士（以下「弁護士」という。）とする。

(通報方法)

第4条 窓口の利用方法は電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。

(通報の誠実性)

第5条 通報者は、虚偽の通報や個人的利益を図る目的、私怨または誹謗中傷を目的とする通報、その他誠実性を欠く通報（以下「不正通報」という。）を行ってはならない。

- 2 不正通報は、この規程に基づく通報には該当しないものとする。

(通報処理責任者)

第6条 通報の処理を総括するために通報処理責任者を置き、理事（本部担当）がこれを担当する。

- 2 理事の法令違反行為に関する事項の場合の通報処理責任者は、監事のうち1名とする。この場合、通報処理責任者となる監事は、監事の互選によってこれを定める。

(予備調査の開始)

第7条 本部総務課長は、通報を受け付けたときまたは弁護士から通報を受けた旨の連絡があったときは、通報処理責任者にその旨を報告し、通報処理責任者は理事長に報告する。

2 通報処理責任者は、前項の報告により調査が必要であると判断した場合には、本部総務課長に対し、通報対象事実の確認、証拠資料の確保等の予備審査の開始を指示する。この場合において、本部総務課長は、予備審査に際し関連部局の協力を求めることができる。

3 本部総務課長は、予備審査にあたっては、通報者、利害関係人の信用、名誉およびプライバシー等に配慮しなければならない。

4 本部総務課長は、予備審査の結果を直ちに通報処理責任者に報告しなければならない。

(調査委員会)

第8条 通報処理責任者は、第7条第4項の報告により予備調査の結果を判断し、必要と認めた場合には、調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一 通報処理責任者

二 本部事務局長

三 本部事務局職員のうちから、本部事務局長が指名した者

四 各学校の職員の内から、それぞれの学校長が指名した者

五 本部総務部長

3 委員会には委員長を置き、前項第一号委員をもってこれに充てる。

4 委員会において決するべき事項が生じた場合には、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 委員会は、事実関係の調査を行い、違法行為等の有無を検討する。

6 委員長は、審査の結果を直ちに理事長に報告しなければならない。

7 委員会は、審査にあたっては、通報者、利害関係人の信用、名誉およびプライバシー等に配慮しなければならない。

8 委員会の事務局は本部総務課とする。

(調査協力義務)

第9条 予備調査および調査（以下、「調査等」という。）を受ける教職員等（以下、「被調査者」という。）は、調査等に協力する義務を負うものとする。

2 被調査者は、調査等にあたって、事実の隠匿もしくは歪曲または虚偽の回答その他の不正行為を行ってはならない。

(監督官庁等への報告)

第10条 審査等により法令違反行為が判明したときは、理事長は、必要に応じて監督官庁等に対し、当該調査等の結果の報告を行う。

(通報者への連絡)

第11条 総務課長は、通報者に対して、通報された教職員等の信用、名誉、およびプライバシー等に十分に配慮しつつ、調査等の結果および是正措置を文書により遅滞なく通知するものとする。なお、弁護士を通報窓口とした通報については、弁護士を通じて当該通報者に通知するものとする。

(是正措置)

第12条 調査の結果、通報対象事実があると認められるときは、理事長は、当該事実が発生したまたは発生するおそれのある組織を担当する理事（以下、「担当理事」という。）に対して是正措置および再発防止等の実施を求める。

2 担当理事は、是正措置および再発防止措置等の実施方針を策定し、理事長に報告しなければならない。

(通報者の保護)

第13条 本法人および本法人の教職員は、通報を行った教職員等に対し、通報を行ったことを理由として、解雇、労働者派遣契約の解除、その他の不利益な取扱い（降格、減給、派遣労働者の交代を求めること、処分等）および嫌がらせを行ってはならない。

2 不利益な取扱いおよび嫌がらせを受けている旨の連絡が通報者からあった場合には、本部総務課長は、関連部局と共同で事実関係の調査を行い、その調査結果を理事長に報告する。

3 前項の調査の結果、通報者に対する不利益な取扱いおよび嫌がらせが確認された場合は、理事長は、その行為者に対してその行為を中止させ、また可能な限りにおいて過去に遡及して解消させるとともに、行為者が教職員の場合は、本法人が定める就業規則に従って、懲戒処分を課すことができる。

4 理事長は、第5条第1項に定める通報および相談を行った者に対し、法人が定める就業規則に従って、懲戒処分を課すことができる。

(守秘義務)

第14条 委員会の委員その他通報の処理に関与した者は、調査等の対応上必要な

場合を除き、通報者の氏名等、個人が特定されうる情報、通報内容、調査等の内容および調査等の結果等を他に開示してはならないものとする。本法人の教職員等でなくなった後も同様とする。

(通報妨害・調査妨害の禁止)

第15条 教職員等は、次の各号に定めることを行ってはならない。

一 通報内容に関する証拠の毀損、隠匿、改ざん、その他調査等の妨げとなる行為

二 通報受付窓口に通報しようとすることを妨げる行為

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の承認を必要とする。

付 則

1 この規程は、平成24年4月1日より施行する。